

矢貫隆の

どくりとくも言いたい

第1回

潰してしまえ！

裁判員制度

裁判員制度が始まった。

なぜ、いま裁判員制度なのかは不明だが、とにかく司法への国民参加なのだという。

いくつもの刑事裁判を取材してきた著者が怒った。

冗談じゃないと。

矢貫隆の新連載、スタート。

文 矢貫隆 写真 清水博孝

僕は本気で考えている。

「いまからでも遅くない。裁判員制度なんて潰してしまえ」と。

裁判員制度のスタートを半年後に控えた2008年11月、最高裁判所が選挙人名簿から選んだ29万5000人の有権者にある通知書を送付した。読者のなかにもそれを手にした人もいるだろう。「裁判員候補者名簿に登録した」ことを知らせる通知である。

裁判員を引き受けられる人は返送不要の通知。だが、最高裁によれば、およそ4割に当たる12万通が送り返されてきたのだという。では、残りの約6割の人は裁判員を引き受けたいと考えているのかと言えは、その判断は正しくない。各種の世論調査の結果がそのことを教えている。程度の差はあるにしても「裁判員をやるのは嫌だ」と思っている人が8割もいるとの結果がでてくるのだから。

国民の8割が「嫌だ」と言っている裁判員制度がスタートした。

5月21日以降に起訴された刑事事件から裁判員裁判となるわけだけども、その裁判のなかにスピード違反事件はない。万引き容疑の事件も痴漢容疑の



裁判員制度スタートの前日(5月20日)、都内で行われた「裁判員制度はいらない大運動」のデモ行進。参加した650人のなかに僕もいた。

事件もない。対象となるのは、たとえば殺人、強盗殺人、強姦殺人、無差別殺傷事件といった、いわゆる重大事件に限られるのだ。

裁判員6人と3人の裁判官で行われる裁判員裁判。事件ごとに、先の「裁判員候補者」のなかから数十人が裁判所に呼び出され、そこからさらに6人の裁判員と2人の補充裁判員が選ばれる。早ければ7月、遅くとも8月には裁判員裁判が開かれることになるだろう。裁判員は被告人が有罪か無罪かを判断するだけでなく、仮に有罪であれば量刑までも決めなければならぬ。たとえば「無期懲役」とか「死刑」とかを、だ。

司法への国民参加？

今日(6月4日)のテレビは、どこかのチャンネルを回してもトップニュースは「足利事件」で、無期懲役の判決を受け逮捕された日から数えれば17年間も獄中生活を強いられた菅家利和さんの、再審開始決定前の異例の釈放を伝えている。報道はもっぱらDNA鑑定(事件当時の)精度の低さに焦点

を当てているけれど、見逃してならないのは自白の強要である。犯人とされた菅家さんのコメントだ。「証拠があるんだ。お前が犯人だと言われた。いつか必ずわかってもらえると思っていたが、とうとう家に帰してもらえなかった」

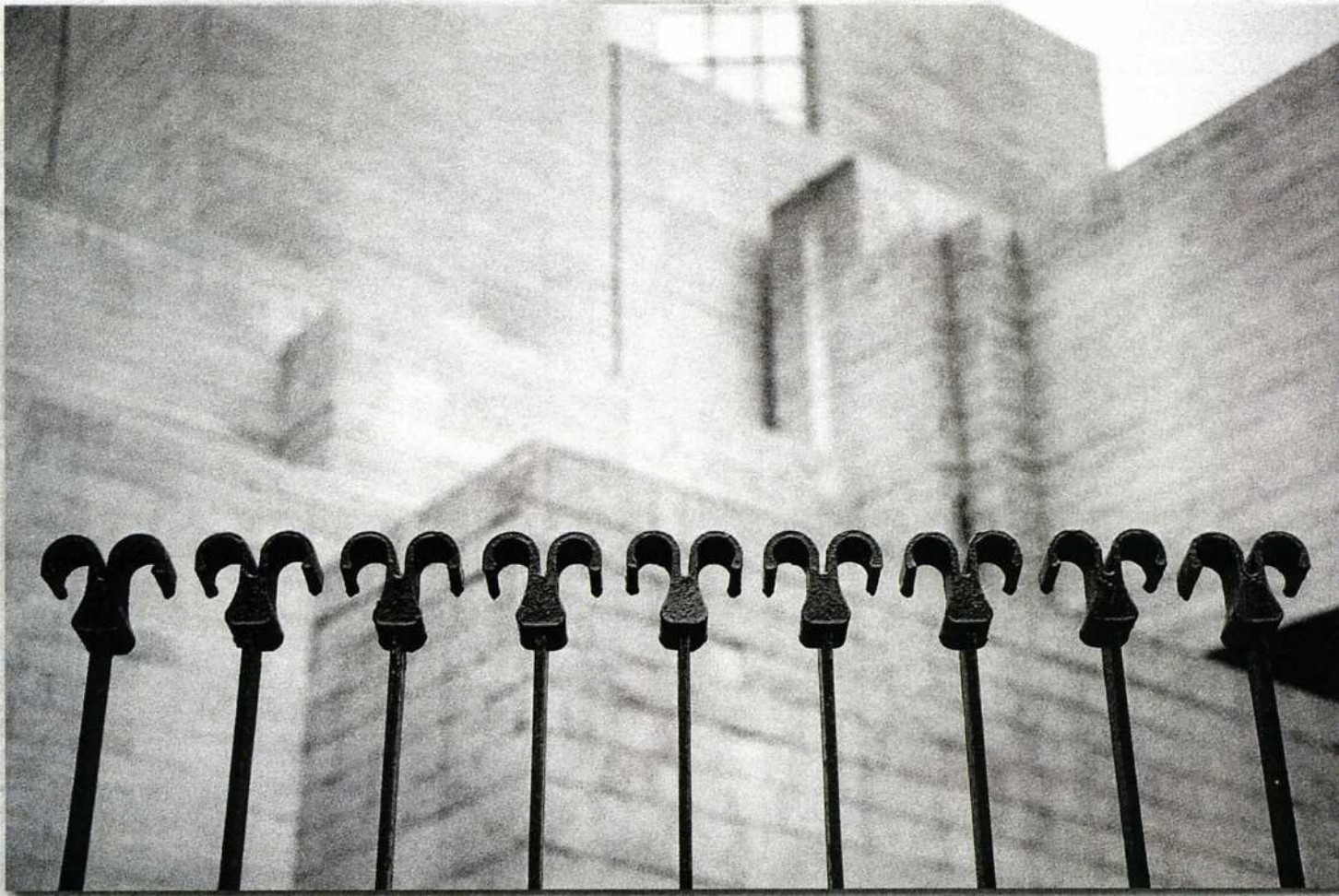
免田事件や松山事件といった戦後の混乱期の事件ではない。つい最近の、わずか20年ほど前に起こった事件での「自白の強要」なのである。それは要するに、今も警察の取り調べには、この種の強要が確実に存在しているという意味なのだ。一方、司法試験に合格した人たちが学ぶ司法研修所では「多くの証拠を求めるのは税金の無駄遣い」と教え、そして、裁判所では、無罪判決をだす裁判官が左遷されていく。だから無罪判決をだすのは、退官直前、定年前の裁判官に多いのだろう。

いったん起訴されたら99パーセントは有罪。その背景には、もちろん日本の警察の優秀さがあるのだろうけれど、実は、捜査のあり方や司法のあり方に重大な問題があるという現実を忘れてはならないのである。要するに、裁判員制度なんて作るよりも、まず、警察、検察、裁判所の体質を変えることの方が先決ではないのか、と僕は言いたいのだ。

だから裁判員制度で司法への国民参加？

最高裁のホームページに次ような記載がある。少し長いけれど引用する。

「これまでの裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家が中心と



足利事件。90年5月に栃木県足利市で当時4歳の女の子が誘拐、殺害された。事件から1年半後に容疑者として逮捕された菅家利和さんは警察で自白したが、一審の宇都宮地裁の公判の途中から一転して無実を訴え、しかし判決は有罪で無期懲役。最高裁に上告したが2000年に棄却。写真は最高裁判所。

なっで行われてきました。丁寧で慎重な検討がされ、またその結果、詳しい判決が書かれることによって高い評価を受けてきたと思っています。

しかし、その反面、専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、一部の事件とはいえ、審理に長期間を要する事件があったりして、そのため刑事裁判は近寄りたいたいという印象を与えてきた面もあったと考えられます。略：そこでこの度の司法制度改革のなかで、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かして一緒に判断することにより、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの……」

今でも裁判は正しく行われているけれど、そこに裁判員として国民が参加すれば、さらに良い裁判が実現できると言っている。

冗談じゃない。

公判前整理手続き

裁判員が裁判のために拘束されるのが数日間ですむのは、裁判官、検察官、弁護人の3者によって「公判前整理手続き」が行われるためだ。捜査段階で得た多くの証拠のうち、どの証拠を採用して裁判員に示すかを事前に決めておこうというのである。だが、ここに大きな問題がある。

検察官は、捜査段階で押収した証拠のすべてを開示しているとは限らないからだ。有罪を示す証拠はいくらでも提出するけれど、被告人が「無実かも

しれないと推測される」ような物証や証言は、たとえ存在したとしても頑として法廷にはだしてこない。あるいは証拠を「ない」と言い張ることもある。現状の裁判でそんな例はいくらでもあって、それは裁判員制度になっても変わることはない。真犯人が名乗り出て、実は被告人は無実だった、とかいうニュースを何度か耳にしたことがあるだろう。そんな重大な過ちがときとして起こる理由のひとつには、「すべての証拠を開示していないから」というケースもあるからなのだ。だが、裁判員にはそれを知る術はない。

そもそも、国民の8割が嫌だと言っている裁判員制度を導入してまで刑事裁判の審理期間を大幅に短縮する意味はあるのか？

現状の刑事裁判の審理期間はそんなに長いのか？

最高裁の資料によれば、被告人が罪を認めている自白事件の平均審理期間は2・7カ月、罪を否認している否認事件のそれは8・9カ月。最高裁が言う「一部の事件とはいえ、審理に長期間を要する事件」とは「審理期間が2年を超え3年以内の事件および3年を超え5年以内の事件の8割以上は否認事件」（最高裁）のことを指している。

否認事件。つまり足利事件のような事件のことだ（足利事件の一審での審理期間は約1年半）。その種の事件をも含め、わずか数日で、裁判員は有罪か無罪かを決め、ときには死刑を言い渡す。

そんなことができるのか？
でも、それが裁判員制度。

次号に続く